

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上自衛隊 知的財産権共通仕様書	GLT-CG-Z000010	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 6 年 3 月 2 1 日
	変 更	令和 年 月 日
作成部隊等名	補給統制本部 装備計画部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊における装備品等又は装備品等に関する役務の調達に当たり、適用する知的財産権に関わる共通事項を規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

知的財産

“知的財産基本法”第2条第1項で定義される知的財産をいう。

1.2.2

発明

“特許法”第2条で定義される発明をいう。

1.2.3

知的財産権

知的財産に係る次の権利（外国におけるこれらに相当するもの）をいう。

- a) 特許権，特許を受ける権利，実用新案権，実用新案登録を受ける権利，意匠権，意匠登録を受ける権利，著作権，回路配置利用権，回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下，“産業財産権”という。）
- b) 技術資料の内容について利用及び処分する権利

1.2.4

特許権

発明を独占的に実施することが可能な権利をいう。

1.2.5

実用新案権

物品の形状，構造又は組合せに係る考案を独占的に実施することが可能な権利をいう。

1.2.6

意匠権

物品の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合であって，視覚を通じて美観を起こさせるものである意匠を独占的に実施することが可能な権利をいう。

1.2.7

回路配置利用権

半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置を用いて半導体集積回路を製造

する行為並びに製造した半導体集積回路（当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。）を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行為を行う権利をいう。

1.2.8

著作者人格権

“著作権法”第18条第1項、第19条第1項及び第20条の第1項に規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。

1.2.9

著作権

“著作権法”第21条から第28条までに規定する複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等及び二次的著作物の利用に関する現著作者の権利をいう。

1.2.10

日本版バイ・ドール制度

“産業技術力強化法”第17条に定められた制度をいう。

1.2.11

技術資料

技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことが可能なものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。装備品等の研究開発等に係る契約によって、契約の相手方から提出された各種提出書類又は防衛省内で作成された装備品等の研究開発等に係る各種資料なども含む。

1.2.12

研究開発等

研究、開発、改良、設計（設計変更含む）、試験、調査及びその他の委託性のある業務をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

特許法（昭和34年法律第121号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

産業技術力強化法（平成12年法律第44号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取扱いに関する訓令（昭和48年防衛庁訓令第49号）

研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱いについて（通知）〔装技振第7243号（31.3.29）〕

1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) 法令等

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）

実用新案法（昭和34年法律第123号）
意匠法（昭和34年法律第125号）
半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）
産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）
特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）
秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）
防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）
契約事務に関する訓令に係る事務要領について（通知）〔装管調第252号（27.10.1）〕

プログラムの契約に係る著作権の取扱いについて（通知）〔装管調第269号（27.10.1）〕
知的財産管理ガイドラインについて（通知）〔装技振第11057号（令和元年12月20日）〕
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（令和4年3月31日）〕

b) その他

防衛装備移転三原則（平成26年4月）
防衛技術戦略（平成28年8月）
防衛計画の大綱（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）
中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）（平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定）
統合イノベーション戦略2019（令和元年6月21日閣議決定）
知的財産推進計画2019（2019年6月21日知的財産戦略本部）

2 知的財産管理への対応に関する要求

2.1 日本版バイ・ドール制度を適用する可能性がある場合

“研究委託契約並びに研究委託性のある請負契約及び試作契約に係る知的財産権の取り扱いに関する訓令”及び“研究委託性のある請負契約等における知的財産権の取り扱いについて（通知）”の別紙1である“研究委託性のある請負契約等における知的財産の取扱要領”に対応して付される、知的財産の取り扱いに関する特約条項の規定による。

2.2 日本版バイ・ドール制度を適用しない場合

2.2.1 知的財産権を官側に全てを譲渡する場合

2.2.1.1 産業財産権の取扱い

この契約によって生じた成果に係る特許、実用新案登録及び意匠登録並びに回路配置利用権の設定の登録を受ける権利については、全て官側に譲り渡す。

2.2.1.2 著作人格権の取扱い

この契約で生じた著作物について、契約の相手方は、著作者人格権を行使しない。また、この契約の一部又は全部を再委託した第三者についても同様とする。ただし、契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けたものを含む）については、その限りでない。

2.2.1.3 著作権の取扱い

著作権の取扱いは、次による。

a) この契約で生じた著作物について、契約の相手方は、すべての著作権を官側に譲渡しなければな

らない。ただし、契約の相手方の固有の技術資料については、その限りでない。

- b) 契約の相手方は、防衛省又は防衛装備庁の使用に供する目的で、a)によって官側が譲渡を受けた著作物を複製、翻訳又は翻案することが可能である。

2.2.1.4 技術資料を利用及び処分する権利の取扱い

官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、この契約によって生じた成果に関する技術資料において、この契約で定めるところによって官側に提出された以外の技術資料についても、必要に応じ、契約の相手方に提出を求めることが可能である。ただし、契約の相手方が提出したときは、官側は契約の相手方に実費を支払う。

2.2.2 契約の相手方及び第三者の知的財産を保護する場合

2.2.2.1 契約の相手方の固有の技術資料に関する取扱い

契約の相手方は、この契約に基づき、官側へ提出した技術資料に、契約の相手方の固有の技術料が含まれる場合は、その該当箇所を明示する。

2.2.2.2 知的財産管理報告書に関する取扱い

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、実施した又は留意すべき特許権、実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また、契約の相手方は、官側に提出した技術資料に含まれている契約の相手方の固有の技術資料について、官側に報告する。報告は、知的財産管理報告書を作成し、官側に提出する。

2.2.3 じ後に行う監督、検査、調査、試験及びその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合への対応

官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、この契約に基づき官側に提出された契約の相手方の固有の技術資料について、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験及びその結果の評価、その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物を複製、翻訳及び翻案することが可能である。

2.2.4 その他の必要事項

その他の必要事項は、次による。

- a) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属などに関し、疑義が生じた場合は、その都度協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受ける。
- b) 契約の相手方が、この契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、契約の相手方は、2.2.1～2.2.3の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。